

# 令和5年第1回羅臼町議会臨時会（第1号）

令和5年5月10日（水曜日）午前10時00分開会

---

## ○議事日程

- 日程第 1 仮議席の指定
  - 日程第 2 会議録署名議員の指名
  - 日程第 3 選挙第 1号 議長選挙  
議長就任の挨拶
  - 日程第 4 会期の決定
  - 日程第 5 選挙第 2号 副議長選挙  
副議長就任の挨拶
  - 日程第 6 議席の指定
  - 日程第 7 総務民生常任委員会委員及び経済文教常任委員会委員の選任
  - 日程第 8 広聴広報常任委員会委員の選任
  - 日程第 9 議会運営委員会委員の選任
  - 日程第10 選挙第 3号 根室北部消防事務組合議会議員の選挙
  - 日程第11 選挙第 4号 根室北部衛生組合議会議員の選挙
  - 日程第12 選挙第 5号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙
  - 日程第13 町長行政報告
  - 日程第14 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第15 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第16 報告第 3号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第17 報告第 4号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第18 報告第 5号 専決処分した事件の承認について
  - 日程第19 議案第25号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
  - 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件
- 

## ○出席議員（10名）

議長	10番	佐藤 晶 君	副議長	9番	小野 哲也 君
	1番	米井 宏喜 君		2番	浜岸 昭仁 君
	3番	小川 雅勝 君		4番	山下 竜哉 君
	5番	加藤 勉 君		6番	田中 良 君
	7番	高島 譲二 君		8番	松原 臣 君

---

○欠席議員（０名）

---

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	川端達也君
教育長	石崎佳典君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	八幡雅人君	総務課長	本見泰敬君
税務財政課長	対馬憲仁君	税務担当課長	飯島東君
環境生活課長	長岡紀文君	保健福祉課長	福田一輝君
保健・国保担当課長	洲崎久代君	子育て支援センター長	長内美奈子君
産業創生課長	大沼良司君	まちづくり担当課長	湊慶介君
建設水道課長	佐野健二君	学務課長	平田充君
社会教育課長	野田泰寿君	会計管理者	鹿又明仁君

---

○職務のため議場に出席した者

議会事務局長	松崎博幸君	議会事務局次長	堺勝敏君
--------	-------	---------	------

---

午前10時00分 開会

---

◎臨時議長挨拶

---

○議会事務局長（松崎博幸君） おはようございます。

本臨時会は一般選挙後、初めての議会です。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、加藤勉議員が年長の議員ですので、御紹介します。

加藤勉議員、議長席をお願いします。

○臨時議長（加藤 勉君） ただいま御紹介されました、加藤勉でございます。

地方自治法107条の規定によって、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

---

◎開会・開議宣告

---

○臨時議長（加藤 勉君） ただいまの出席議員は10人です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回羅臼町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎日程第1 仮議席の指定

---

○臨時議長（加藤 勉君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

---

◎日程第2 会議録署名議員の指名

---

○臨時議長（加藤 勉君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、臨時議長において、米井宏喜君及び浜岸昭仁君を指名いたします。

---

◎日程第3 選挙第1号 議長選挙

---

○臨時議長（加藤 勉君） 日程第3 選挙第1号議長選挙を行います。

地方自治法第103条第1項の規定により、議長の選挙を行います。  
選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。  
議場の出入口を閉鎖します。

(議場出入口閉鎖)

○臨時議長(加藤 勉君) ただいまの出席議員は10名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により小川雅勝君及び山下竜哉君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○臨時議長(加藤 勉君) 投票用紙の配付漏れはございませんか。皆さん当たっていますね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(加藤 勉君) それでは、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○臨時議長(加藤 勉君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長(松崎博幸君) それでは、記載所において記載の上、投票願います。

1番米井宏喜議員、2番浜岸昭仁議員、3番小川雅勝議員、4番山下竜哉議員、6番田中良議員、7番高島譲二議員、8番小野哲也議員、9番松原臣議員、10番佐藤晶議員、5番加藤勉議員。

○臨時議長(加藤 勉君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(加藤 勉君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

小川雅勝君、山下竜哉君、開票の立会をお願いいたします。

(開 票)

○臨時議長(加藤 勉君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票10票です。無効投票はゼロ票です。

有効投票のうち、佐藤晶君、10票。

以上のとおり、この選挙の法定投票数は3票です。

したがって、佐藤晶君が議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(出入口閉鎖解除)

○臨時議長(加藤 勉君) ただいま議長に当選されました佐藤晶君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時12分 休憩

---

午前10時15分 再開

○臨時議長(加藤 勉君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長に当選されました、佐藤晶君から発言を求められておりますので、これを許します。

佐藤晶君。

○議長当選人(佐藤 晶君) ただいま御推挙いただきまして、ありがとうございます。

昨日の所信表明でも述べさせていただきましたが、私にとっては、今回、議会議員としての8期目の挑戦でありました。前期4年間は議長として議員各位の協力をいただきながら、その職責を務めることができました。

今回の町議選に出馬をするに当たっては、自分なりに紆余曲折もありましたけれども、羅臼の現状を考えたとき、現職議員の責任として出馬の決意をしたところでもありました。16年ぶりの定数オーバーとなる選挙戦となり、町民の関心も少しは向けてもらえたのかなど、そんな感じの議会選挙でもありました。議員各位の挑戦に心から敬意を表するところでもあります。

議員の成り手がいない、このことは、町民不在の議会にもなりかねず、その環境づくりにさらなる議会の改革を進めていくことが不可欠であります。町民に関心を持ってもらえる議会づくり、課題はたくさんありますけれども、一気に解決することはできませんけれども、議員一丸となれば変わることも、また、変えることもできると思っております。一層の御協力、切にお願いをすところでもあります。

湊屋町長、3期目の当選、おめでとうございます。

これからの手腕、大いに期待をしております。2期目の町政はコロナ対策に振り回された、そんな3年間であったのかなと思います。なかなか思う政策もできない状況であったのかなと想像するところでもあります。

近年、基幹産業である漁業環境の現状は大変厳しく、町全体の疲弊感も、そのおかげでそんなつながりもあります。行政のかじ取り役として、しっかりとまちづくりを進めてい

たきますよう、お願いを申し上げるところであります。

とかく議会と行政は両輪に例えられますが、議会は議会の役割をしっかりと堅持しながら、これからの希望あるまちづくり、夢抱ける羅臼町のために、互いに協力し合っているではありませんか。

簡単ではございますけれども、議長就任の挨拶に代えさせていただきます。

これから、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○臨時議長(加藤 勉君) これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。御協力ありがとうございます。

佐藤晶議長、議長席におつき願います。

---

#### ◎日程第4 会期の決定

---

○議長(佐藤 晶君) これより、議長としての職務を執行させていただきます。

日程第4 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

---

#### ◎日程第5 選挙第2号 副議長選挙

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第5 選挙第2号副議長選挙を行います。

地方自治法第103条第1項の規定により、副議長の選挙を行います。

選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場出入口閉鎖封鎖)

○議長(佐藤 晶君) ただいまの出席議員は10人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に、加藤勉君及び田中良君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(佐藤 晶君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(佐藤 晶君) 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長。

○議会事務局長(松崎博幸君) それでは、記載所において記載の上、投票願います。

1 番米井宏喜議員、2 番浜岸昭仁議員、3 番小川雅勝議員、4 番山下竜哉議員、5 番加藤勉議員、6 番田中良議員、7 番高島讓二議員、8 番小野哲也議員、9 番松原臣議員、10 番佐藤晶議員。

○議長(佐藤 晶君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

加藤勉君、田中良君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長(佐藤 晶君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数10票。これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票9票、無効投票1票です。

有効投票のうち、小野哲也君、9票。

以上のとおり、この選挙の法定投票数は3票です。

したがって、小野哲也君が副議長に当選されました。

議場の出入口の閉鎖を解きます。

(出入口閉鎖解除)

○議長(佐藤 晶君) ただいま副議長に当選されました、小野哲也君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時28分 休憩

---

午前10時29分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま副議長に当選されました、小野哲也君から発言を求められておりますので、こ

れを許します。

小野哲也君。

○副議長当選人（小野哲也君） 身の引き締まる思いをしております。改めて、御推挙していただいた方々にお礼を申し上げます。ありがとうございます。

これは、頑張れという激励とともに、まだやることがあると、仕事がまだおまえは足りんと、言われている叱咤だと思っております。改めて、頑張らせていただきたいと思いません。

我が羅臼町議会も新メンバーが加わり、新時代が到来しました。時代はウイズ・コロナからアフター・コロナへと移行しています。経済、教育、医療、福祉、様々な問題が到来し、そのスピード感が問われています。そのどれもに迅速にかつ丁寧に、そしてしっかりと解決していくことに尽力することに、この身を捧げていきたいと思えます。

どうぞよろしくお願ひいたします。（拍手）

---

## ◎日程第6 議席の指定

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議席番号と氏名を事務局長に朗読させます。

なお、議長及び副議長の議席は、議会会議規則等運用規定により、最終番号の10番は議長、副議長は9番といたします。

それでは事務局長、朗読お願いいたします。

○議会事務局長（松崎博幸君） それでは、議席を申し上げます。

議席番号1番、米井宏喜議員。

2番、浜岸昭仁議員。

3番、小川雅勝議員。

4番、山下竜哉議員。

5番、加藤勉議員。

6番、田中良議員

7番、高島讓二議員。

8番、松原臣議員。

9番、小野哲也議員。

10番、佐藤晶議員。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

議席が決まりましたので、それぞれただいま指定の議席におつきお願いいたします。

ここで、10時50分まで休憩いたします。



午前10時33分 休憩

---

午前10時50分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

◎日程第7 総務民生常任委員会委員及び経済文教  
常任委員会委員の選任

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第7 総務民生常任委員会委員及び経済文教常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

両常任委員会委員の選任については、あらかじめ希望を取っておりますので、それをできるだけ尊重し、また、これまでの前歴等を勘案した上で、副議長を含め協議し、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

常任委員会委員選考のため、暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

---

午前11時00分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に、希望を考慮し、また、希望の多い委員会については、副議長と協議・調整いたしました結果を事務局長より報告させていただきます。

事務局長。

○議会事務局長（松崎博幸君） 各常任委員会委員を御報告申し上げます。

総務民生常任委員会、田中良議員、加藤勉議員、山下竜哉議員、米井宏喜議員、佐藤晶議員。

経済文教常任委員会、松原臣議員、高島讓二議員、小川雅勝議員、浜岸昭仁議員、小野哲也議員。

以上でございます。

もう一度読み上げます。

総務民生常任委員会、田中良議員、加藤勉議員、山下竜哉議員、米井宏喜議員、佐藤晶議員。

経済文教常任委員会、松原臣議員、高島讓二議員、小川雅勝議員、浜岸昭仁議員、小野哲也議員。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま事務局長より、報告のとおり指名したいと思います。  
これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしましたとおり、常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第7条第2項の規定により、各常任委員会では委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

総務民生常任委員会は正副議長室、経済文教常任委員会は第1委員会室をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時02分 休憩

---

午前11時18分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

総務民生常任委員会委員長に田中良君、副委員長に山下竜哉君。

経済文教常任委員会委員長に高島讓二君、副委員長に小川雅勝君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

## ◎日程第8 広聴広報常任委員会委員の選任

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第8 広聴広報常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

本常任委員会の委員については、正副議長及び総務民生常任委員会委員長並びに経済文教常任委員会委員長で協議の上、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

委員選考のため、暫時休憩いたします。

午前11時19分 休憩

---

午前11時24分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に委員の選考を行った結果を、事務局長より報告させていただきます。

事務局長。

○議会事務局長（松崎博幸君） 広聴広報常任委員会委員を報告します。

田中良議員、加藤勉議員、小川雅勝議員、浜岸昭仁議員、米井宏喜議員、小野哲也議員。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） ただいま事務局長より報告のとおり、指名いたしたいと思いません。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、広聴広報常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第7条第2項の規定により、広聴広報常任委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いします。正副議長室でお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時26分 休憩

---

午前11時36分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

休憩中に、広聴広報常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に加藤勉君、副委員長に米井宏喜君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

---

### ◎日程第9 議会運営委員会委員の選任

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第9 議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会の委員については、副議長と協議の上、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

委員選考のため、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

---

午前11時40分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に委員の選考を行った結果、事務局長より報告させます。

事務局長。

○議会事務局長(松崎博幸君) 議会運営委員会委員を報告します。

松原臣議員、高島讓二議員、田中良議員、加藤勉議員。

以上でございます。

○議長(佐藤 晶君) ただいま事務局長より報告のとおり、指名いたしたいと思いません。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第7条第2項の規定により、議会運営委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。正副議長室でお願いします。

暫時休憩いたします。

午前11時41分 休憩

---

午前11時45分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告を行います。

休憩中に、議会運営委員会において委員長、副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に松原臣君、副委員長に田中良君。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

ここで、町長より挨拶の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

令和5年最初の議会開催に全議員の御出席を賜り、お礼を申し上げます。

議員皆様におかれましては、このたびの統一地方選挙におきまして、それぞれ万全の態勢で臨まれ、日頃の活動実績やまちづくりへの情熱が町民から評価をされ、見事、羅臼町議会議員として当選を果たされました。ここに深く敬意を表しますとともに、心からの御祝辞を申し上げる次第であります。おめでとうございます。

かくいう私も、羅臼町長に再出馬させていただき、おかげをもちまして3期目の当選をさせていただきました。ここに深く感謝を申し上げます。大変ありがとうございました。改めてこの重責に対し、身の引き締まる思いを感じているところであります。

我が町、羅臼町の抱える課題は山のようにありますが、この厳しい状況を打開すべく、最大の努力を払ってまいりますので、どうか議員皆様には、さらなる御指導、御鞭撻のほどをお願いを申し上げます。

先ほど議長に佐藤議員、副議長に小野議員が選出されました。また、各常任委員会、議会運営委員会が構成され、それぞれ正副委員長が選任され、議会の機能がスタートいたしました。

今後とも議会との疎通を十分に図りながら行政を執行してまいりますので、御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

新型コロナウイルス感染症も5類に引き下げられ、まだまだ安心はできませんが、少しずつ以前の日常を取り戻しつつあります。

しかしながら、現在は様々な物の不足や物価高騰など、町民の生活に大きな影響を与えている状況であります。羅臼町の基幹産業の漁業や観光も様々な問題を抱え、大変厳しい状況にあります。これからも古き良き伝統はしっかり継承し、悪しき風習や習慣、意識の在り方も含め、思いきった改革を進め、町民一人一人が幸せを感じられるまちづくりのため、努力してまいります。

このたびは新たに4名の議員が加わりましたので、今後の町政運営に対し、新風を吹き込んでいただけるような御提案や意見交換、議論をさせていただければと期待をしております。

最後になりますが、議員各位、そして町民の皆様の御理解・御協力、そして、これからの羅臼町まちづくりへの積極的参加をお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

---

◎日程第10 選挙第3号 根室北部消防事務組合議会議員選挙

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第10 選挙第3号根室北部消防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により、組合同規約第5条第2項の規定により、4名の選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時51分 休憩

---

午前11時51分 再開

○議長（佐藤 晶君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部消防事務組合議会議員の選任については、関係4町ともそれぞれ関連がございまして、その例によって選考させていただきました。

この組合議員には、議長、副議長、経済文教常任委員会委員長、経済文教常任委員会副委員長、以上の4名を組合議員に指名したいと思っております。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、根室北部消防事務組合議会議員になることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第11 選挙第4号 根室北部衛生組合議会議員選挙

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第11 選挙第4号根室北部衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により、組合同規約第5条第2項の規定により、4名選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思っております。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午前11時52分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部衛生組合議会議員の選任については、関係3町ともそれぞれ関連がございますので、その例によって選考させていただきました。

この組合議員には、議長、副議長、総務民生常任委員会委員長、総務民生常任委員会副委員長、以上、4名を組合議員に指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、根室北部衛生組合議会議員になることに決定いたしました。

---

#### ◎日程第12 選挙第5号 根室北部廃棄物処理広域連合議会議員選挙

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第12 選挙第5号根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

この選挙は、前議員の任期満了により、広域連合規約第8条第2項の規定により、4名選挙することになっております。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午前11時54分 休憩

---

午前11時54分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

根室北部廃棄物処理広域連合議会議員の選任については、関係4町ともそれぞれ関連がございましたので、その例によって選考させていただきます。

この広域連合議会議員は、議長、副議長、総務民生常任委員会委員長、総務民生常任委員会副委員長、以上4名を指名したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、根室北部廃棄物処理広域連合議会議員になることに決定いたしました。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたしたいと思います。1時より再開いたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長(佐藤 晶君) 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

---

### ◎日程第13 町長行政報告

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第13 町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長(湊屋 稔君) ただいまお許しをいただきましたので、2件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、春の叙勲授賞についてであります。

このたび、令和5年4月29日に発令されました春の叙勲におきまして、元羅臼消防団第6分団長であります神山公仁氏が、瑞宝単光章を受賞されましたので、御報告をさせていただきます。

神山氏におかれましては、昭和47年に羅臼町消防団に入団以来、郷土愛の遂行なる精神と地域防災の使命の下、幾多の災害現場においてその手腕を遺憾なく発揮するとともに、43年余の長きにわたり、住民の安全と防災啓発に努めてこられました。また、団員相互の融和を図り、団員の指導、消防体制の強化に尽力した功績が認められ、このたびの授賞となったものであります。

御本人の荣誉はもとより、当町にとりましても誠に名誉なことであり、ここに御報告を申し上げます。

2件目は、火災の発生についてであります。



令和5年中、2件目の火災が発生しておりますので、御報告いたします。

この火災は、令和5年4月12日水曜日、15時45分に覚知した幌萌町福田一輝宅、車庫の建物火災であり、出荷者本人から通報を受け、消防署から3台の消防車が出動しました。

車庫内においてまきストーブを使用し、消火を待たずに自宅に戻っていたが、約30分後に爆発音がしたため、野外へ出て確認したところ、車庫から出火しているのが見え、消防に通報し覚知となりました。

消防団からは1、2、3、6分団が出動しています。先着した職員により消火活動を実施、近隣の防火水槽を使用し、放水を実施しております。死傷者等はありません。16時28分に火炎及び延焼のないことを確認し、鎮火といたしました。

出火原因については、現在調査中であります。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） これで、行政報告は終わりました。

---

#### ◎日程第14 報告第1 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第14 報告第1号専決処分した事件の承認について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（川端達也君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

2ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和5年3月31日であります。

3ページをお願いいたします。

令和4年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,236万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億6,196万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

2款地方譲与税51万7,000円を追加し、1,830万4,000円。

1項地方揮発油譲与税3万9,000円を減額し、436万1,000円。

2項自動車重量譲与税55万6,000円を追加し、1,305万6,000円。

3款1項利子割交付金7万7,000円を減額し、25万7,000円。

4款1項配当割交付金76万7,000円を追加し、186万7,000円。

5款1項株式等譲渡所得割交付金29万6,000円を追加し、149万6,000円。

6款1項法人事業税交付金611万3,000円を追加し、1,011万3,000円。

7款1項地方消費税交付金2,326万7,000円を追加し、1億3,326万7,000円。

8款1項環境性能割交付金61万2,000円を追加し、161万2,000円。

9款1項地方特例交付金42万8,000円を追加し、222万8,000円。

10款1項地方交付税4,547万円を追加し、24億6,611万2,000円。特別交付税が追加となっております。

ここまでの2款地方譲与税から10款地方交付税までにつきましては、譲与税や交付金、交付税の確定によるものでございます。

12款分担金及び負担金47万6,000円を減額し、5,400万1,000円。

1項分担金47万6,000円を減額し、52万4,000円。道営草地整備改良事業負担金の事業費の確定に伴いまして、受益者の分担金が減額となります。

13款使用料及び手数料36万円を減額し、8,812万円。

1項使用料36万円を減額し、5,692万1,000円。放課後児童クラブの利用人数が、当初見込みより減少したことによるものでございます。

14款国庫支出金227万円を減額し、5億950万5,000円。

1項国庫負担金1,323万9,000円を減額し、1億5,396万9,000円。内訳につきましては、小規模保育事業給付費306万6,000円、障がい者介護・訓練等給付費325万円、障がい者自立支援医療費200万円、新型コロナウイルスワクチン接種対策費492万3,000円がそれぞれ負担金額の確定による減額となります。

5ページをお願いいたします。

2項国庫補助金1,096万9,000円を追加し、3億5,325万9,000円。内訳につきましては、新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用して実施しました23件の事業費が確定したことにより、1,277万4,000円の減額、子育て世帯臨時特別給

付金55万円、放課後児童クラブにおける子ども子育て支援交付金96万7,000円、電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援事業368万4,000円、合併浄化槽設置事業204万3,000円、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費76万3,000円がそれぞれ事業費確定による減額となります。

また、学校施設環境改善交付金3万7,000円、社会資本整備費総合交付金で3,171万3,000円が交付額の確定により増額となります。

15款道支出金703万円を減額し、1億6,727万8,000円。

1項道負担金380万9,000円を減額し、8,132万5,000円。内訳につきましては、国庫負担金と同様、小規模保育事業給付費で118万4,000円、障がい者介護・訓練等給付費162万5,000円、障がい者自立支援医療費100万円がそれぞれ負担金額の確定による減額となります。

2項道補助金220万円を減額し、6,663万3,000円。内訳につきましては、重度心身障がい者医療給付費72万6,000円、放課後児童クラブにおける子ども子育て支援交付金で96万7,000円、乳幼児等医療12万1,000円、中山間地域等直接支払交付金38万6,000円がそれぞれ事業費確定による減額でございます。

3項道委託金102万1,000円を減額し、1,932万円。参議院議員通常選挙における執行経費確定により、北海道からの委託金の減額となります。

17款1項寄附金7,630万円を減額し、6億2,641万7,000円。これにつきましては、企業版ふるさと納税に対する寄附金が2件あり、150万円の追加とふるさと納税の寄附額確定により、7,780万円が減額されるものでございます。

なお、令和4年度のふるさと納税寄附額は、約6億2,183万5,000円となる見込みでございます。

18款繰入金1項基金繰入金7,976万円を減額し、5億3,099万2,000円。内訳につきましては、基金を活用した事業におきまして事業費が確定したことにより、当該繰入金の減額を行うものでございます。公共施設整備基金繰入金が4,407万3,000円、文教施設整備基金繰入金が143万4,000円、知床・羅臼まちづくり基金繰入金につきましては、3,425万3,000円をそれぞれ減額しております。

19款1項繰越金1億2,791万8,000円を減額し、7,567万4,000円。歳出の財源調整のため、その財源を繰越金に求めるものでございますが、歳出の執行残や繰入見込みが増額となったことによる減額となります。

20款諸収入795万7,000円を追加し、7,825万1,000円。

3項雑入795万7,000円を追加し、6,877万5,000円につきましては、宝くじ交付金324万5,000円の増額、北海道権限移譲事務交付金が10万8,000円の増額、北方領土隣接地域振興事業補助率差額交付金480万4,000円の増額、いきいきふるさと推進事業助成金20万円の減額であり、いずれも事業費確定によるものでございます。

21款1項町債360万円を減額し、11億7,870万円。これにつきましては、職員住宅解体事業債10万円、移住・定住促進住宅整備事業債20万円、漁港改修局改事業債20万円、商工会補助事業債40万円、温泉供給設備高効率化改修事業債160万円、給食センター備品更新事業債110万円がそれぞれ事業費確定により、起債の借入額が減額となるものでございます。

歳入合計2億1,236万4,000円を減額し、65億6,196万6,000円となるものでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費9,565万4,000円を減額し、21億1,639万3,000円。

1項総務管理費9,463万3,000円を減額し、18億6,776万4,000円。内訳につきましては、積立金で1,150万円の追加であります。昨年12月議会において条例制定させていただきました企業版ふるさと納税基金におきまして、取り崩し型基金として一般財源を積み立てて事業の推進を図るものでございますので、1,000万円を積み立てするものと、2件で150万円の寄附をいただきましたので、これを積み立てするものでございます。また、職員研修に要する経費145万円の減額ですが、コロナの影響による研修機会や会議等の減少によるものでございます。

町バス運行に係る減収分負担金210万1,000円が減であります。第1回定例議会で補正させていただいた後、阿寒バスが受ける補助金が増額になったことで、各市町の負担額が減額となったものでございます。

町営住宅に要する経費942万1,000円の減は、町営住宅等長寿命化工事の入札減や、特定入居者の移転補償など事業費確定によるものでございます。職員住宅に要する経費72万円が減ありますが、職員住宅改修工事などの事業費確定によるものでございます。その他町財産に要する経費170万3,000円の減は、町道の測量を予定しておりましたが、隣接する道道の測量成果が確定しないことで未実施となったことによる執行残となっております。

移住促進事業に要する経費1,000万円が減となりますが、移住・定住促進に向けた補助金制度を設けましたが、利用実績がなかったものによるものでございます。知床物産展に要する経費108万5,000円の減及び地域提案型事業に要する経費185万3,000円の減、ふるさと納税に要する経費7,780万円の減につきましては、それぞれ事業費確定による減額でございます。

4項選挙費102万1,000円を減額し、1,307万3,000円。参議院議員通常選挙に要する経費の確定によるものでございます。

3款民生費2,850万5,000円を減額し、5億3,998万7,000円。

1項社会福祉費2,252万円を減額し、4億1,660万6,000円。内訳につきましては、電力・ガス食料品等価格高騰緊急支援給付事業387万7,000円の減、障が

い者自立支援に要する経費1,198万5,000円の減、重度心身障がい者医療費助成事業に要する経費161万4,000円が減となりますが、それぞれ事業費確定によるものでございます。また、特別会計繰出金は、介護保険事業特別会計の繰出金で504万4,000円の減で、介護保険給付費などの確定によるものでございます。

2項児童福祉費598万5,000円を減額し、1億2,332万8,000円。小規模保育事業に要する経費543万5,000円の減、子育て世帯臨時特別給付金で55万円の減は、事業費確定によるものでございます。

4款衛生費1,950万8,000円を減額し、15億52万5,000円。

1項保健衛生費1,790万1,000円を減額し、3億4,611万9,000円。生活習慣病・がん検診に要する経費で165万8,000円の減、予防接種に要する経費で306万7,000円の減、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費が568万6,000円の減、これらはそれぞれ事業費確定による減額でございます。

特別会計繰出金は、水道事業会計の繰出金で100万円の減であります。水道料減免措置に伴う事業費確定でございます。

乳幼児等医療扶助費27万円の減、子ども医療扶助費161万2,000円の減、合併処理浄化槽普及事業費460万8,000円は、それぞれ事業費確定による減額となっております。

3項清掃費160万7,000円を減額し、11億4,675万7,000円。内訳につきましては、し尿処理負担金78万4,000円の減、生ごみ処理事業委託料82万3,000円の減で、負担金や事業費の確定による減額となっております。

5款農林水産業費215万7,000円を減額し、1億702万1,000円。

1項農業費99万2,000円を減額し、1,153万7,000円。中山間地域等直接支払交付金51万6,000円の減、道営草地整備改良事業負担金で47万6,000円の減、これらは負担金等の確定によるものでございます。

3項水産業費116万5,000円を減額し、9,217万6,000円。海岸町船揚場撤去工事に伴う事業費確定により76万5,000円の減、ウニ種苗生産事業中止による補助金で40万円の減額となっております。

6款1項商工費1,147万5,000円を減額し、2億8,810万4,000円。中小企業振興資金融資利子補給金及び保証料補助金46万5,000円の減、新型コロナウイルス感染症経済対策に要する経費941万円が減であります。事業費確定による減額となっております。

また、温泉供給設備高効率化改修工事で160万円の減は入札減でございます。

7款土木費3,112万5,000円を減額し、1億4,853万6,000円。

2項道路橋りょう費3,112万5,000円を減額し、1億4,729万5,000円。これにつきましては、3月議会で除雪委託料を補正していただきましたが、3月の降雪量が少なかったことによる減額となっております。

8款教育費827万3,000円を減額し、4億6,450万4,000円。

1項教育総務費170万3,000円を減額し、8,949万3,000円。英語指導助手に要する経費で85万円の減額ですが、英語指導助手1名が年度途中で退職し2か月ほど不在期間があったことと、また、会議等の旅費60万円の減、学校ネットワーク環境整備委託料25万3,000円は、それぞれ事業費確定による減額でございます。

2項小学校費55万9,000円を減額し、5,356万8,000円。小学校の就学援助費の事業費の確定によるものでございます。

3項中学校費96万7,000円を減額し、2,537万4,000円。中学校の就学援助費の事業費確定によるものでございます。

4項幼稚園費208万1,000円を減額し、2,371万2,000円。これにつきましては、羅臼幼稚園LED改修工事に伴う入札減や幼稚園代替教諭、職員研修旅費など事業費の確定によるものでございます。

5項社会教育費58万3,000円を減額し、1億1,477万2,000円。図書館改修工事基本設計・実施設計委託料の入札減となっております。

6項保健体育費238万円を減額し、1億5,758万5,000円。体育館の燃料費の確定により70万円の減額、また、給食センター調理員報酬や燃料費の確定により168万円が減額となっております。

10款1項職員費1,566万7,000円を減額し、8億2,890万4,000円。職員の中途退職や育児休業などによりまして、給与費の減額となっております。

歳出合計2億1,236万4,000円を減額し、65億6,196万6,000円となるものでございます。

8ページをお願いいたします。

第2表地方債補正。

6件の事業の変更でございますが、いずれも事業費確定に伴う限度額のみの変更でございます。

1件目は、移住・定住促進住宅整備事業債は890万円から870万円へ変更。

2件目、漁港改修局改事業債420万円から400万円へ変更。

3件目は、温泉供給整備高効率化改修事業債5,490万円から5,330万円へ変更。

4件目、給食センター備品更新事業債740万円から630万円へ変更。

5件目は、職員住宅解体事業債380万円から370万円へ変更。

6件目、商工会補助事業債1,080万円から1,040万円へ変更であります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上でございますが、事項別明細書を別添資料として配付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第14 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

### ◎日程第15 報告第2 専決処分した事件の承認について

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第15 報告第2号専決処分した事件の承認について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長(洲崎久代君) 議案の9ページをお願いします。

報告第2号専決処分した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

10ページをお願いします。

専決処分書。

令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

なお、専決処分年月日は、令和5年3月31日でございます。

11ページをお願いします。

令和4年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,466万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,335万3,000円とする。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

12ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

3款道支出金1,411万6,000円を減額し、6億63万7,000円。

1項道補助金1,411万6,000円を減額し、6億63万6,000円。令和4年度の保険給付費の確定による保険給付費等交付金の減額及び基本健診業務委託料及び生活習慣病重症化予防対策委託料の減額に伴う財源である道補助金の減額でございます。

続きまして、5款繰入金54万8,000円を減額し、6,471万9,000円。

2項基金繰入金54万8,000円を減額し、1,437万1,000円。特定健康診査等事業費の減額に伴う財源調整でございます。

歳入合計1,466万4,000円を減額し、9億8,335万3,000円とするものでございます。

13ページをお願いします。

歳出でございます。

2款保険給付費1,344万3,000円を減額し、4億8,889万5,000円。

1項療養諸費1,070万4,000円を減額し、4億1,695万1,000円。被保険者数及び1人当たりの診療費の減少により、療養給付費の支出が当初見込みより減少したことによるものでございます。

2項高額療養費188万7,000円を減額し、6,821万3,000円。療養給付費同様に、被保険者数及び1人当たりの診療費の減少により、当初見込みより高額療養費の支出が抑制されたことによるものでございます。

4項出産育児諸費85万2,000円を減額し、335万1,000円。被保険者数の減少により出産数についても減少し、出産育児一時金の支出が当初の見込みより減少したことによるものでございます。

5款保険事業費122万1,000円を減額し、1,494万3,000円。

1項保険事業費67万3,000円を減額し、1,154万6,000円。内容は2点ございまして、1点目は新型コロナウイルス感染症対策により、総合健診の申込上限数を下げたことから、健診後の2次健診対象者についても減少したことによるもの、2点目は生活習慣病重症化予防対策委託料において、研修をWEB開催としたための減額でございます。

2項特定健康診査等事業費から54万8,000円を減額し、339万7,000円。新型コロナウイルス感染症対策により、総合健診申込上限数を下げたことにより、受診数が減少したことによるものでございます。

歳出合計、1,466万4,000円を減額し、9億8,335万3,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料46ページから53ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。



以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第15 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

### ◎日程第16 報告第3 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第16 報告第3号専決処分した事件の承認について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（福田一輝君） 議案の14ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求める。

15ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

なお、専決処分年月日は、令和5年3月31日でございます。

16ページをお願いいたします。

令和4年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,035万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,997万2,000円とする。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

17ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項介護保険料1万3,000円を減額し、8,842万2,000円。

3款国庫支出金890万9,000円を減額し、1億555万5,000円。

1項国庫負担金649万3,000円を減額し、7,302万1,000円。

2項国庫補助金241万6,000円を減額し、3,253万4,000円。

4款1項支払基金交付金1,089万6,000円を減額し、1億454万3,000円。

5款道支出金622万4,000円を減額し、5,691万4,000円。

1項道負担金597万5,000円を減額し、4,981万1,000円。

2項道補助金24万9,000円を減額し、710万3,000円。

7款繰入金1,431万3,000円を減額し、8,022万円。

1項他会計繰入金504万4,000円を減額し、7,687万2,000円。

2項基金繰入金926万9,000円を減額し、334万8,000円。

内容といたしましては、令和4年度介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の額の確定に伴う国及び道、町の繰入金のルール分の減額でございます。

歳入合計、4,035万5,000円を減額し、4億5,997万2,000円とするものでございます。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款保険給付費3,836万3,000円を減額し、3億7,795万7,000円。

1項介護サービス等諸費3,071万2,000円を減額し、3億3,610万8,000円。

2項介護予防サービス等諸費50万円を減額し、1,050万円。

3項高額介護サービス等費90万円を減額し、1,110万円。

5項特定入所者介護サービス等費625万1,000円を減額し、1,894万9,000円。

3款地域支援事業費199万2,000円を減額し、3,361万7,000円。

1項総合事業費199万2,000円を減額し、925万4,000円。

内容といたしましては、いずれも令和4年度介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費の額の確定に伴う減額でございます。

歳出合計、4,035万5,000円を減額し、4億5,997万2,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料54ページから63ページにかけて

掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第3号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第16 報告第3号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第17 報告第4 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第17 報告第4号専決処分した事件の承認について、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 議案の19ページをお願いします。

報告第4号専決処分した事件の承認についてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

20ページをお願いいたします。

専決処分書。

令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

なお、専決処分年月日は、令和5年3月31日でございます。

21ページをお願いいたします。

令和4年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

令和4年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ531万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,952万9,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

22ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

1款1項後期高齢者医療保険料531万4,000円を減額し、5,012万3,000円。後期高齢者医療保険料の決算を見込んだところ、予算額を下回ったことによる減額でございます。

歳入合計531万4,000円を減額し、6,952万9,000円とするものでございます。

23ページをお願いいたします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金531万4,000円を減額し、6,736万1,000円。歳入でも御説明いたしました、後期高齢者医療保険料の決算を見込んだところ予算額を下回ったため、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

歳出合計531万4,000円を減額し、6,952万9,000円とするものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料64ページから69ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） これで質疑を終わります。

これから、報告第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第4号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第17 報告第4号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎日程第18 報告第5 専決処分した事件の承認について

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第18 報告第5号専決処分した事件の承認について、議題

といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（佐野健二君） 議案の24ページをお開き願います。

報告第5号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し、承認を求めるものでございます。

25ページをお開き願います。

専決処分書。

令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては、令和5年3月31日でございます。

26ページをお願いいたします。

令和4年度目梨郡羅臼町水道事業会計補正予算。

第1条は、総則でございます。

令和4年度目梨郡羅臼町の水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

第2条は、収益的収入及び支出の補正でございます。

令和4年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款水道事業収益から100万円を減額し、2億637万4,000円。

第2項営業外収益から100万円減額し、5,962万4,000円。新型コロナウイルス感染症に係る水道料金の一部減免措置に伴う減収額が確定したことにより、一般会計からの補助金が減額となったものでございます。

支出でございます。

第1款水道事業費用から100万円を減額し、2億637万4,000円。

第1項営業費用から100万円減額し、1億6,895万7,000円。収入の減額に伴う財源調整及び職員の異動に伴う賞与引当金として、項内流用したものでございます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正でございます。

予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

職員給与費に32万5,000円増額し、1,595万2,000円。職員の異動に伴い、賞与引当金の増加によるものでございます。

以上でございますが、別冊資料70ページから71ページに補正予算実施計画を掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤 晶君) これで質疑を終わります。

これから、報告第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第5号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(佐藤 晶君) 起立総員です。

したがって、日程第18 報告第5号専決処分した事件の承認については、承認することに決定いたしました。

---

◎日程第19 議案第25号 令和5年度目梨郡羅臼町一般会計  
補正予算

---

○議長(佐藤 晶君) 日程第19 議案第25号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(川端達也君) 議案の27ページをお願いいたします。

議案第25号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

令和5年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,415万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億7,897万8,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

28ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

14款国庫支出金1,415万4,000円を追加し、3億7,997万4,000円。

1項国庫負担金543万5,000円を追加し、1億4,594万2,000円。新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る経費に対しての国庫負担金でございます。

2項国庫補助金871万9,000円を追加し、2億3,183万4,000円。新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向けた体制の構築を図るための経費に対して、国からの補助金となっております。

歳入合計1,415万4,000円を追加し、54億7,897万8,000円となるもの

でございます。

29ページをお願いいたします。

歳出でございます。

4款衛生費1,415万4,000円を追加し、6億3,810万9,000円。

1項保健衛生費1,415万4,000円を追加し、2億5,889万2,000円。新型コロナウイルスワクチンの特例臨時接種期間が延長されたことに伴い、6月から8月の春開始分の事業費を補正するものでございます。

なお、この補正予算の詳細につきましては、各担当課長から事項別明細書により御説明させていただきます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。

○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 補正予算の詳細について御説明いたします。

まず、新型コロナウイルスオミクロン株対応追加接種の概要について、参考資料にて御説明いたしますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

新型コロナウイルスワクチンオミクロン株対応追加接種の概要についてです。

趣旨ですが、新型コロナウイルス感染症については依然として流行が継続しており、まずは高齢者や基礎疾患を有する者の重症者を減らすこと、重症化リスクが高くない者であっても重症者が一定程度生じることを鑑み、令和5年度においても予防接種法上の特例臨時接種の類型を延長し、接種を継続することとなったため実施するものでございます。

対象者につきましては、初回接種を終了した者で春開始接種6月から8月の者については65歳以上の者、5歳以上64歳未満の者で基礎疾患を有する者、また、その他重症化リスクが高いと医師が認める者、医療従事者・介護従事者等としております。

秋開始接種の9月から12月の者につきましては、5歳以上の者全員としております。

接種の方法ですが、引き続き個別接種は知床らうす国保診療所にて、集団接種は中標津町こどもクリニック医師により、接種を行うこととしております。

接種の開始時期ですが、個別接種は令和5年6月7日から、集団接種は令和5年6月4日及び6月25日の日曜日としております。

なお、9月から12月の接種については、今後調整予定としております。

事業費についてですが、この後、詳細は御説明させていただきます。

その他になりますが、春接種開始にかかる周知については、4月25日発行の町政だよりにて周知済みとしております。

続きまして、予算の詳細を御説明いたしますので、別冊資料事項別明細書の76ページをお開き願います。

説明の都合上、歳出から御説明いたします。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費。新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費に1,415万4,000円の増額補正です。

内容は、先ほど概要で御説明いたしました新型コロナワクチンオミクロン株対応追加接種に要する経費で、1節報酬278万9,000円は集団接種医師及び会計年度任用職員1名分の報酬でございます。3節職員手当等307万円につきましては、集団接種等に当たる職員の時間外手当に要する経費です。また、4節共済費の33万8,000円につきましては、会計年度任用職員1名分の社会保険料などでございます。8節旅費32万円につきましては、集団接種に従事していただく医師及び看護師等のスタッフの交通費等による費用弁償です。10節需用費82万7,000円につきましては、ワクチン接種に要する消耗品及びワクチン接種の周知に係る印刷製本費などです。11節役務費137万5,000円につきましては、ワクチン集団接種案内はがき等による郵便料、ワクチン問い合わせ等のコールセンターに係る電話料及び住民票のある方が町外での接種に係る国保連合会への支払手数料です。12節委託料543万5,000円につきましては、追加接種に係る接種委託料でございます。

○議長（佐藤 晶君） 税務財政課長。

○税務財政課長（対馬憲仁君） 引き続き、歳入を御説明いたしますので、74ページにお戻り願います。

14款国庫支出金1項国庫負担金2目衛生費国庫負担金に543万5,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種期間が延長になったことから、6月から8月実施分のワクチン接種委託料の財源として、その全額が国庫負担金として交付されるものを本目を新設し、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金に追加するものであります。

2項国庫補助金3目衛生費国庫補助金に871万9,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種期間の延長に伴い、ワクチン接種の円滑な実施に向けた体制を構築するための財源として、その全額が国庫補助金として交付されるものを新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金に追加するものであります。

以上、歳入歳出それぞれ1,415万4,000円の追加補正をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤 晶君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑ありませんか。

松原議員。

○8番（松原 臣君） 1点だけちょっとお伺いしたいのですが、これは6歳以上の者は誕生日が来てからということなのだけれども、それは接種する、これは始まる期間に65歳になっていれば受けられるということだというふうに捉えているのですけれども、この5歳以上という子供なのだけれども、9月に5歳になれば受けられるのか、それとも申込みのときに5歳でなければ駄目なのか、その辺どんなふうになっているのかちょっとお知らせください。

○議長（佐藤 晶君） 保健・国保担当課長。



○保健・国保担当課長（洲崎久代君） 接種の対象者につきましては、接種日で65歳以上及び接種日で5歳以上の者ということになっております。あくまでも接種日目安でその年齢に達していれば、接種をすることが可能ということになっております。

○議長（佐藤 晶君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（佐藤 晶君） 起立総員です。

したがって、日程第19 議案第25号令和5年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件

---

○議長（佐藤 晶君） 日程第20 各委員会閉会中の所管事務調査の件について、議題といたします。

お諮りします。

各委員長から、委員会における調査について、会議規則第71条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の通知が議長に提出されておりますので、承認したいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤 晶君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から提出された閉会中の所管事務調査の件は、承認することに決定いたしました。

---

#### ◎閉会宣告

---

○議長（佐藤 晶君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第1回羅臼町議会臨時会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午後 2時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員